

協 議 事 項

仙台市あての義援金の追加配分案について

1 配分可能額及び追加配分案

(1) 配分可能額 : 8,309,706 円

(2) 追加配分案

震災により両親又は片親を亡くされた未成年者（いずれも仙台市独自基準）に対し、次のとおり追加配分を実施する。

対象	既配分額		配分予定額	配分額計	対象者数	所要額
	県	市				
震災により両親を亡くされた未成年者 [※]	50 万円	196 万円	110,894 円	257 万 894 円	7 名	776,258 円
震災によりいずれかの親を亡くされた未成年者 [※]	—	98 万円	55,393 円	103 万 5,393 円	136 名	7,533,448 円
合計					143 名	<u>8,309,706 円</u>

(※) 平成 4 年 4 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日までに生まれた方を言う。

2 理由

(1) 宮城県においては、平成 26 年度・27 年度において、人的被害及び住家被害に対し追加配分を行うことを決定しており、本市としては、県による追加配分の対象外となっている区分への支援が必要であると考えられる。

(2) 震災により両親又は片親を喪った未成年者については、住家被害とは異なり震災からの復旧・復興に伴い、その被害状況等が改善されるものではなく、今後の進級・進学はもとより将来に向けた生活を考慮すると、さらなる支援が必要であると考えられる。